



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 三信建設工業株式会社
代表者名 取締役社長 大 沢 一 実
(J A S D A Q ・ コード 1 9 8 4)
問合せ先 執行役員管理本部長
関 和 一 郎
(TEL. 03 - 5825 - 3700)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社文書管理規程、個人情報保護規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行なう。

2. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 発生が予想されるリスクの項目について同規程に明示し、各部門責任者が担当業務のリスク管理を行う。
- ③ 管理本部長は、各リスク所管の部門責任者と協議の上、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整える。
- ④ リスクが発生した場合、その重要度に応じて社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含むアドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- ⑤ 当社は、当社グループ各社の相互提携のもと当社グループ全体のリスク管理を行う。

3. 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制並びに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社グループ全体の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行ない、その審議を経て意思決定を行なうものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、職制分掌規程、稟議規程、決裁権限基準において、執行手続の詳細について定めることとする。
- ③ グループ会社は、当社がグループ会社全体の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については取締役会に報告を行うものとする。
- ④ 当社は、当社グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行う。

4. 当社および子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、「三信建設工業行動規範」及びコンプライアンス基本規程を定め、法令、定款を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、企業活動を行うことを徹底する。
- ② 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとする。
- ③ 使用人が法令、定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、その窓口として、管理本部内に責任者を置く。
- ④ 使用人に対して、必要に応じ研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等において速やかに必要な研修を実施する。
- ⑤ 監査役および内部監査部門は、当社グループ各社および各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ会社の内部統制に関する権限と責任を持つ担当部署を設けると共に、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社の内部監査部門は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、助言を行う。
(なお、当社のグループ会社は、現在子会社1社で構成されており、親会社はありません。)

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため監査役会事務局を設置し、人員の配置については、監査役との適正な意思疎通に基づき、監査が適正かつ効率的に行なわれるよう関係各方面の意見を十分考慮して検討する。
- ② 監査役は、監査役会事務局所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より、監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

7. 当社及び子会社の役員等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制と、監査役への監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 当社グループ各社の取締役及び使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。
- ② 使用人の内部通報については、コンプライアンス基本規程に定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- ③ 当社グループ各社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- ④ 監査役は、代表取締役社長と定期的に監査上の重要事項について意見及び情報の交換を行う。
また、監査役は、会計監査人と定期的に意見及び情報の交換を行う。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本的な体制とする。
「三信建設工業行動規範」に反社会的勢力への姿勢を定めており、周知徹底するものとする。

9. 監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

以 上